

ID: 29

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入の承認		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (加入の申込み) 第5条 インターネット接続サービスの提供を受けようとする者は、あらかじめ市長に加入申請書を提出し、承認を受けなければならない。 2 加入申込みは、端子ごとに行うものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日